

居宅介護支援事業所茶畑ヒルズ
重要事項説明書

1 <事業所の概要>

種 別	指定居宅介護支援事業所
名 称	居宅介護支援事業所茶畑ヒルズ
所在地	〒410-1121 裾野市茶畑1 4 2 8 番地の1 (介護老人福祉施設 茶畑ヒルズ1階)
電話番号	0 5 5 - 9 9 5 - 0 0 1 1 (代表) 0 5 5 - 9 9 5 - 0 0 5 1 (直通)
FAX 番号	0 5 5 - 9 9 5 - 0 0 2 1
管理者	高橋 亜由美
事業所番号	2 2 7 1 4 0 0 2 1 6
営業日	月曜日～土曜日 (12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 *緊急時は24時間連絡可能
職員の体制	管理者(主任介護支援専門員)1名(兼務) 主任介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員 2名以上 事務職員 常勤(兼務)1名

2 <居宅介護支援の内容>

① 居宅サービス計画の作成

- (1) 利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者とその家族の希望等を踏まえたうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- (2) 障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合は、特定相談支援事業者の相談支援専門員と連携し、居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の申請に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

3 <居宅介護支援に関する留意事項>

- ① 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、介護支援専門員に複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能です。また、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることが可能です。
- ② 利用者が病院又は診療所に入院した際は、入院時における医療機関との連携を促進するため、入院先医療機関に担当介護支援専門員の事業所名、氏名、連絡先の提供を依頼します。
- ③ 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は当該居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ⑤ 事業者は、公正中立性の確保について、前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合上位3位までを下記のとおり報告、説明します。

【期間】 令和2年9月～令和3年2月

※下記内容は介護サービス情報公表制度においても公表します。

訪問介護 21.63%	茶畑ヒルズ 67.95%	ゆず裾野 23.08%	スローライフ 6.41%	コスモス三島 6.41%
通所介護 51.65%	茶畑ヒルズ 47.72%	なでしこ 20.30%	いきいきホーム 5.58%	
地域密着型通所 介護 7.63%	すやまホーム 30.00%	ら・ら・ら 30.00%	中川原ホーム 20.00%	East-one 20.00%
福祉用具貸与 53.69%	ヤマシタ 19.91%	フロンティア 15.64%	東海医療器械 13.27%	

4 <利用料金>

① 居宅介護支援に関する利用料金

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料金規定については「重要事項説明書別紙」のとおりです。

② 交通費

通常の事業の実施地域以外の地区に居住する利用者で、当事業所の居宅介護支援を利用される場合は、居宅介護支援の提供に際し交通費として1km×¥50のご負担をいただきます。

[通常の事業の実施地域]

裾野市、御殿場市、長泉町、沼津市（大岡・岡宮・岡一色）、三島市（東海道新幹線以北）の各地域とします。

5 <苦情の受付について>

当事業所及び居宅サービス事業者等に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

電話番号	055-995-0011（代表）055-995-0051（直通）
FAX番号	055-995-0021
担 当	管理者 主任介護支援専門員 高橋 亜由美
対応時間	8：30～17：30

行政機関その他苦情受付機関

裾野市役所 介護保険課	TEL	055-995-1821
御殿場市役所 長寿福祉課	TEL	0550-82-4134
長泉町役場 長寿介護課	TEL	055-989-5511
沼津市役所 長寿福祉課	TEL	055-934-4865
三島市役所 介護保険課	TEL	055-983-2607
静岡県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	TEL	054-253-5590

年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県裾野市茶畑1428番地の1

名称 社会福祉法人華翔会 居宅介護支援事業所茶畑ヒルズ

説明者 印

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け同意しました。
(利用者)

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印